ハッピーネス保育園

保護者各位

児　童　の　服　薬　に　つ　い　て

現在、止むえない場合に限り、保護者の方々に代わって看護師や保育士が与薬していますが、慎重に対応していくために、下記の事項について、趣旨をご理解のうえご協力をお願いいたします。

【やむなく、保育園に服薬を依頼する場合の注意事項】

（1）保護者からの『薬の依頼書』に基づき対応します。
　★　薬の依頼書は、保育園に置いてあります
　★　薬を持参してきた事を近くの保育士にお声をかけて下さい。

（2）医師の指示のあった薬（“お薬情報”を添付）１回分のみを対応します。従って、保護者の判断のみで（市販の薬）を与薬するのは、保育園としては取り扱えません。
　★薬は、１回分に分けて持参して下さい。

（3）【薬の依頼書】には、薬の用途　（風邪・咳・下痢止め・中耳炎等）や与薬方法などを忘れずに記入して下さい。

（4）薬の容器や袋にも氏名・日付を記入してください。

（5）服用開始日に、【薬の依頼書】を提出して下さい。

（6）外用薬、その他の薬については、その都度御相談下さい。

その他、気になる事がありましたら、いつでもお声をお掛け下さい。

薬　の　依　頼　書

ハッピーネス保育園

年　　月　　日

医師の診察を受けたところ、下記のとおり指示がありましたので、お願いいたします。

記

★　必要なものは〇で囲んで下さい。

児　童　名		保護者名	
病　院　名			
薬の用途	風邪　・　咳　・　下痢　・　中耳炎 その他（　　）		
薬の種類	粉薬　・　水薬　・その他（　　）		
与薬方法	食前　・食間【時間　　】・食後 その他（　　）		
服　用　日	月　　日～　　月　　日まで		
特記事項			
保育園欄	受取り者氏名		